

市民委員会資料 ①

1 平成26年第2回定例会提出予定議案の説明

(13) 議案第67号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定
について

(14) 議案第68号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市児童福祉審議会条例新旧対照表

資料2 川崎市保育園条例新旧対照表

市民・こども局こども本部

(平成26年5月28日)

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第15号</p>	<p>○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第15号</p>
<p>改正 平成17年3月24日条例第7号 平成19年12月19日条例第52号 平成20年3月25日条例第7号 平成21年3月26日条例第17号 平成24年3月19日条例第3号 平成25年10月8日条例第45号</p>	<p>改正 平成17年3月24日条例第7号 平成19年12月19日条例第52号 平成20年3月25日条例第7号 平成21年3月26日条例第17号 平成24年3月19日条例第3号 平成25年10月8日条例第45号</p>
<p>川崎市児童福祉審議会条例 (趣旨)</p>	<p>川崎市児童福祉審議会条例 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第8条第3項の規定に基づく川崎市児童福祉審議会(以下「審議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)</p>	<p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第8条第3項の規定に基づく川崎市児童福祉審議会(以下「審議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)</p>
<p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 児童の福祉に関すること。 (2) <u>母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉</u>に関すること。 (3) 母子保健に関すること。 (4) 障害児の福祉に関すること。 (5) 児童福祉施設及び里親に関すること。 (6) 児童虐待の防止等に関すること。</p>	<p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 児童の福祉に関すること。 (2) <u>母子家庭及び寡婦の福祉</u>に関すること。 (3) 母子保健に関すること。 (4) 障害児の福祉に関すること。 (5) 児童福祉施設及び里親に関すること。 (6) 児童虐待の防止等に関すること。</p>
<p>(組織) 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。 (委員の任期)</p>	<p>(組織) 第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。 (委員の任期)</p>
<p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者</p>	<p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者</p>

改正後		改正前	
<p>の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (委員長)</p> <p>第5条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。</p> <p>2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)</p> <p>第7条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p>		<p>の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (委員長)</p> <p>第5条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。</p> <p>2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。</p> <p>3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)</p> <p>第7条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p>	
第1部会	里親に関すること。	第1部会	里親に関すること。
第2部会	<p>1 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。</p> <p>2 母子保健に関すること。</p> <p>3 障害児の福祉に関すること。</p> <p>4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。</p> <p>5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。</p> <p>6 その他児童の福祉に関すること（第1部会、第3部会</p>	第2部会	<p>1 母子家庭及び寡婦の福祉に関すること。</p> <p>2 母子保健に関すること。</p> <p>3 障害児の福祉に関すること。</p> <p>4 児童福祉施設の設置認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。</p> <p>5 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。</p> <p>6 その他児童の福祉に関すること（第1部会、第3部会</p>

改正後		改正前	
	及び第4部会に係るものを除く。)		及び第4部会に係るものを除く。)
第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。 3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。	第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関すること。 3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。
第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。	第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。
2	各部会は、審議会の委員若干人で組織する。	2	各部会は、審議会の委員若干人で組織する。
3	部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。	3	部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。
4	部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。	4	部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
5	部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。	5	部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
6	第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。	6	第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。
7	審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 (庶務)	7	審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 (庶務)
第8条	審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。 (委任)	第8条	審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。 (委任)
第9条	この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。 附 則 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年3月24日条例第7号抄） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年12月19日条例第52号抄）	第9条	この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。 附 則 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成17年3月24日条例第7号抄） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年12月19日条例第52号抄）

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p> 附 則（平成20年3月25日条例第7号）</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p> 附 則（平成21年3月26日条例第17号）</p> <p>この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p> 附 則（平成24年3月19日条例第3号）</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p> 附 則（平成25年10月8日条例第45号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p> 附 則（平成20年3月25日条例第7号）</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p> 附 則（平成21年3月26日条例第17号）</p> <p>この条例は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p> 附 則（平成24年3月19日条例第3号）</p> <p>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p> 附 則（平成25年10月8日条例第45号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

川崎市保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																												
<p>○川崎市保育園条例 昭和28年5月30日条例第32号 (設置、名称及び位置) 第2条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市大島乳児保育園</td> <td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田保育園</td> <td>川崎市川崎区小田3丁目17番3号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市古川保育園</td> <td>川崎市幸区古川町120番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市北加瀬保育園</td> <td>川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田中乳児保育園</td> <td>川崎市中原区下小田中1丁目11番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市平間保育園</td> <td>川崎市中原区上平間366番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市蟹ヶ谷保育園</td> <td>川崎市高津区蟹ヶ谷339番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市野川保育園</td> <td>川崎市高津区野川3,906番地4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田3丁目17番3号	略		川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号	略		川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号	川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地	略		川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地	川崎市野川保育園	川崎市高津区野川3,906番地4	略		<p>○川崎市保育園条例 昭和28年5月30日条例第32号 (設置、名称及び位置) 第2条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に基づき、日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市大島乳児保育園</td> <td>川崎市川崎区大島5丁目21番10号</td> </tr> <tr> <td>川崎市大師保育園</td> <td>川崎市川崎区出来野1番17号</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田保育園</td> <td>川崎市川崎区小田3丁目17番3号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市古川保育園</td> <td>川崎市幸区古川町120番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市日吉保育園</td> <td>川崎市幸区南加瀬2丁目9番20号</td> </tr> <tr> <td>川崎市北加瀬保育園</td> <td>川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市小田中乳児保育園</td> <td>川崎市中原区下小田中1丁目11番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市宮内保育園</td> <td>川崎市中原区宮内4丁目13番14号</td> </tr> <tr> <td>川崎市平間保育園</td> <td>川崎市中原区上平間366番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>川崎市蟹ヶ谷保育園</td> <td>川崎市高津区蟹ヶ谷339番地</td> </tr> <tr> <td>川崎市諏訪保育園</td> <td>川崎市高津区諏訪3丁目20番15号</td> </tr> <tr> <td>川崎市野川保育園</td> <td>川崎市高津区野川3,906番地4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号	川崎市大師保育園	川崎市川崎区出来野1番17号	川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田3丁目17番3号	略		川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	川崎市日吉保育園	川崎市幸区南加瀬2丁目9番20号	川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号	略		川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号	川崎市宮内保育園	川崎市中原区宮内4丁目13番14号	川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地	略		川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地	川崎市諏訪保育園	川崎市高津区諏訪3丁目20番15号	川崎市野川保育園	川崎市高津区野川3,906番地4	略	
名称	位置																																																												
川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																												
川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田3丁目17番3号																																																												
略																																																													
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																												
川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号																																																												
略																																																													
川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号																																																												
川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地																																																												
略																																																													
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地																																																												
川崎市野川保育園	川崎市高津区野川3,906番地4																																																												
略																																																													
名称	位置																																																												
川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号																																																												
川崎市大師保育園	川崎市川崎区出来野1番17号																																																												
川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田3丁目17番3号																																																												
略																																																													
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																												
川崎市日吉保育園	川崎市幸区南加瀬2丁目9番20号																																																												
川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬3丁目19番1号																																																												
略																																																													
川崎市小田中乳児保育園	川崎市中原区下小田中1丁目11番1号																																																												
川崎市宮内保育園	川崎市中原区宮内4丁目13番14号																																																												
川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間366番地																																																												
略																																																													
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地																																																												
川崎市諏訪保育園	川崎市高津区諏訪3丁目20番15号																																																												
川崎市野川保育園	川崎市高津区野川3,906番地4																																																												
略																																																													

改正後		改正前	
川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3	川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3
川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2	川崎市坂戸保育園	川崎市高津区坂戸3丁目7番21号
川崎市みぞのくち保育園	川崎市高津区溝口4丁目19番2号	川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地2
略		川崎市下作延中央保育園	川崎市高津区下作延2丁目6番3号
略		川崎市みぞのくち保育園	川崎市高津区溝口4丁目19番2号
略		略	
川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号	川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山1丁目23番15号
川崎市南菅生保育園	川崎市宮前区菅生4丁目4番1号	川崎市宮崎保育園	川崎市宮前区宮前平1丁目2番地2
略		川崎市南菅生保育園	川崎市宮前区菅生4丁目4番1号
略		略	
川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋2丁目14番地1	川崎市土橋保育園	川崎市宮前区土橋2丁目14番地1
川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号	川崎市宿河原保育園	川崎市多摩区宿河原3丁目13番9号
略		川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田3丁目15番10号
略		略	